

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年5月22日提出
【発行者名】	キャピタル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 田淵 英一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町1丁目16番1号
【事務連絡者氏名】	渡邊 豊彦
【電話番号】	03-5259-7401
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	アセアンCAM - VIPファンド
【届出の対象とした募集内国 投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成30年2月22日から平成31年2月21日まで） 500億円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期 間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年2月21日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、約款変更を行い、当投資信託の運用管理費用（信託報酬）の内、ハイ・ウォーター・マーク方式による実績報酬21.6%（税抜20%）を廃止しました。

また、販売会社の追加に伴う訂正がありますので、これらを訂正するため、本訂正届出書を提出いたします。

【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、次の1)および2)を合計した額とします。

1) 固定報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.7928%（税抜1.66%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。また、毎計算期末を含む毎月21日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社	年0.90%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

2) 実績報酬

1)の固定報酬の他に以下の規定に基づき計上された実績報酬（期中に一部解約が行われた場合には、当該一部解約口数に相当する分の実績報酬額を含みます。）を毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から委託会社に支払うものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

1. 実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の基準価額（1万口当たりの基準価額をいいます。）が後記2.に規定するハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に21.6%を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を10,000で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

2. 前記1.のハイ・ウォーター・マークは、第1計算期間の終了日までは1万円とします。ただし、毎計算期末において、前記1.の規定に基づく実績報酬の算出基準となる当該日の前営業日の基準価額がその時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは、当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・

ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは当該収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

前記 の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁（各計算期間末または信託終了）のときに信託財産中から支払うものとします。

前記 の2)実績報酬は、計算期間中において発生のおとど信託財産の費用として計上します。ただし、計上日の翌営業日に反対計上され、最終的に各計算期間末日または信託終了日に計上された実績報酬が、前記 に規定する消費税等に相当する金額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支払うものとします。

<訂正後>

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.7928%（税抜1.66%）

信託報酬の配分は、次の通り（税抜）となります。また、毎計算期末を含む毎月21日（当該日が休業日のときは、その翌営業日とします。）の翌営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

[信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率]

委託会社	年0.90%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.70%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.06%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

前記 の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁（各計算期間末または信託終了）のときに信託財産中から支払うものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社に対する信託報酬は、ファンドから受託会社に対して支払われま
す。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

販売会社

<訂正前>

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
明和證券株式会社	511百万円	同上
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	同上
むさし証券株式会社	5,000百万円	同上

平成29年9月末現在

<訂正後>

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	1,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
あかつき証券株式会社	3,067百万円	同上
楽天証券株式会社	7,495百万円	同上
明和證券株式会社	511百万円	同上
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	同上
むさし証券株式会社	5,000百万円	同上

<u>松井証券株式会社</u>	<u>11,944百万円</u>	<u>同上</u>
-----------------	------------------	-----------

平成29年9月末現在

平成30年5月28日から募集・販売等の取扱いを開始する予定です。